

- 2 被処分者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
- (1) 日本エヌシークリート株式会社
熊本市神水本町24番15号
代表取締役 酒井則昭
熊本県知事許可(般-12)第11144号
 - (2) 有限会社日本ライトテクニカル
熊本市尾ノ上三丁目12番31号
代表取締役 梅田 玲
熊本県知事許可(般-11)第12589号
 - (3) 日章工営株式会社
熊本市尾ノ上二丁目18番3号千代田ビル201号
代表取締役 中村 明友
熊本県知事許可(般-11)第7856号
 - (4) 有限会社東昌企業
熊本市長嶺東八丁目6番27号
代表取締役 下村 清治
熊本県知事許可(般-14)第9075号
 - (5) 佐伯産業機械有限会社
熊本市戸島町3065番地12
代表取締役 佐伯 昌勝
熊本県知事許可(般-13)第10707号
 - (6) 株式会社中九州ホーム
菊池郡西合志町大字機久富1909番地の1340
代表取締役 益田 一雄
熊本県知事許可(般-11)第11681号
- 3 処分の内容
建設業法第29条の2第1項の規定に基づく許可の取消し
- 4 処分の原因となった事実
上記6者については、営業所の確知ができず、その旨を平成15年7月9日付で公告したが、その公告の日から30日を経過しても当該建設業者から申出がなかった。
このことが、建設業法第29条の2第1項に該当すると認められる。

熊本県公告第620号

都市計画法(昭和43年法律第100号)に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。
平成15年8月25日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
菊池郡菊陽町大字津久礼字新山3204番1の一部、同3204番4の一部及び同3204番8の一部
1,148.99平方メートル(内市街化調整区域496.59平方メートル)
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
菊池郡菊陽町大字津久礼3204番地2
東 生男

登載依頼

熊本県産業廃棄物処理施設建設候補地検討会公告第2号

熊本県産業廃棄物処理施設建設候補地検討会の会議を次のとおり開催する。
平成15年8月25日

熊本県産業廃棄物処理施設建設候補地検討会
会長 篠 原 亮 太

- 1 開催日時
平成15年9月1日(月) 午後2時から午後5時まで
- 2 開催場所
熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県庁行政棟本館5階「審議会室」
- 3 議題
産業廃棄物処理施設建設候補地の検討について
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。

(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。

6 問い合わせ先

熊本市水前寺六丁目18番1号

熊本県産業廃棄物処理施設建設候補地検討会事務局

(熊本県環境生活部廃棄物対策課公共関与推進室)

(電話 096-383-1111 内線 7372)

